昭和50年7月1日から昭和51年6月30日まで	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251
昭和51年7月1日から昭和52年6月30日まで	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240
昭和52年7月1日から昭和53年6月30日まで	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223
昭和53年7月1日から昭和54年6月30日まで	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195
昭和54年7月1日から昭和55年6月30日まで	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187
昭和55年7月1日から昭和56年6月30日まで	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179
昭和56年7月1日から昭和57年6月30日まで	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159
昭和57年7月1日から昭和58年6月30日まで	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154
昭和58年7月1日から昭和59年6月30日まで	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
昭和59年7月1日から昭和60年6月30日まで	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
昭和60年7月1日から昭和61年6月30日まで	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149
昭和61年7月1日から昭和62年6月30日まで	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148
昭和62年7月1日から昭和63年6月30日まで	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136
昭和63年7月1日から平成元年6月30日まで	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126
平成元年7月1日から平成2年6月30日まで	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122
平成2年7月1日から平成3年6月30日まで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
平成3年7月1日から平成25年9月30日まで	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

○厚生労働省告示第百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第五項の規定に基づき、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第三百八号）の一部を次のように改正したので、同項の規定に基づき公表し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一の一中「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」を「メタボリックシンドローム」に改め、「こととなった。」の次に次のように加える。

さらに、平成二十五年度からは「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本二十一（第二次））」（平成二十四年厚生労働省告示第四百三十号。以下「健康日本二十一（第二次）」という。）が適用され、健康づくりや疾病予防の更なる推進を図ることとされた。

第一の二中「近年」を「我が国では」に、「、脳卒中、心臓病、がん」を「、がん、循環器疾患、糖尿病、ＣＯＰＤ（慢性閉塞性肺疾患をいう。以下同じ。）」に、「超えるに至っている」を「占めている」に、「についても脳卒中、心臓病、がん」を「についてもがん、循環器疾患、糖尿病、ＣＯＰＤ」に、「食事や運動」を「食生活、身体活動」に改め、「このようなことを踏まえ、本指針は、生活習慣病対策をはじめとして、個々の加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組について、保険者がその支援の中心となって、個々の加入者の特性を踏まえた保健事業を展開することを目指すものである。」を削り、同三を同五とし、同二の次に次のように加える。

三　こうした中で、近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の電子化の進展等により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して加入者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。

四　本指針は、これらの保健事業をめぐる動向を踏まえ、生活習慣病対策をはじめとして、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組について、保険者がその支援の中心となって、加入者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を展開することを目指すものである。

第二の一の1中「に対し」を「の」に、「働きかけるべき」を「支援すべき」に、「が重要であり、効果的かつ効率的な実施に努める」を「は保険者自身にとっても重要である」に改め、同一の2中「個々の」及び「従来」を削り、「組合管掌健康保険組合」を「組合管掌健康保険」に改め、同一の2の次に次のように加える。

3　保険者は、保健事業の実施にとどまらず、禁煙の推進、身体活動の機会の提供、医療機関への受診勧奨など、加入者の健康を支え、かつ、それを守るための職場環境の整備を事業主に働きかけるよう努めること。

第二の二を次のように改める。

二　健康・医療情報の活用及びＰＤＣＡサイクルに沿った事業運営

保健事業の効果的かつ効率的な推進を図るためには、健康・医療情報（健康診査の結果や診療報酬明細書等から得られる情報（以下「診療報酬明細書等情報」という。）、各種保健医療関連統計資料その他の健康や医療に関する情報をいう。以下同じ。）を活用して、ＰＤＣＡサイクル（事業を継続的に改善するため、Ｐｌａｎ（計画）―Ｄｏ（実施）―Ｃｈｅｃｋ（評価）―Ａｃｔ（改善）の段階を繰り返すことをいう。以下同じ。）に沿って事業運営を行うことが重要であること。

また、事業の運営に当たっては、費用対効果の観点も考慮すること。

第二の五の1中「受診実態」の下に「、活用できる物的・人的資源」を加え、「が、健康診査の結果や保健指導に関する情報、診療報酬明細書等を活用して加入者の特性、地域の特性及び」を「は、事業所や地域の特性」に改め、「応じた」の下に「効果的かつ」を加え、同五の3中「健康増進事業」の下に「や介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく事業」を加え、同五を同六とし、同四を同五とし、同三の1中「内蔵脂肪型肥満」を「以下「内蔵脂肪型肥満」という。」に改め、同三の3中「あたって」を「当たって」に改め、同三を同四とし、同二の次に次のように加える。